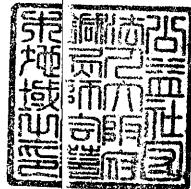
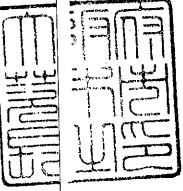


災害時の避難所等における
人道的支援に関する協定書

茨木市
公益社団法人 大阪府鍼灸師会 茨木地域



災害時の避難所等における人的支援に関する協定書

茨木市（以下「甲」という。）と公益社団法人 大阪府鍼灸師会 茨木地域（以下「乙」という。）とは、茨木市域内において災害が発生した場合に開設される避難所及び甲が必要と認める場所（以下「避難所等」という。）における人的支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、避難所等において支援を行う乙の会員（以下「支援者」という。）を派遣することについて、甲と乙が協力して対処するための必要事項を定める。

2 この協定において、「災害」とは、次の各号に定めるものをいう。

- (1) 暴風、竜巻、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象による災害
- (2) 大規模な車両事故、航空機事故、テロ事件その他の傷病者が多数発生した災害
- 3 この協定における支援の対象となる者は、避難所等に避難している者及び避難所等での業務に従事している者（以下「避難者等」という。）とする。

（派遣要請）

第2条 甲は、災害時において支援が必要と判断した場合は、乙に対して支援者の派遣を要請することができる。

- 2 前項の要請を行う場合、甲は災害の内容、状況等を可能な限り正確に乙に伝えなければならない。要請後においても同様とする。
- 3 乙は、甲からの要請を受けた場合は、支援者による支援班（以下「災害支援班」という。）を編成し支援活動に努めるものとする。

なお、状況に応じて、公益社団法人 大阪府鍼灸師会の応援を受け、同会の会員を災害支援班の編成に加えることがある。

（支援活動の内容）

第3条 甲が乙に協力を要請する支援活動は次のとおりとする。

- (1) 避難所等に災害支援班を派遣し、鍼・灸・あん摩マッサージ指圧の施術及び療養上の相談を行うこと。
- (2) 傷病者に対する応急救護に関する衛生材料等の提供を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に甲の要請により乙が応じられること。

（報告）

第4条 乙は、前条に基づく支援活動を行ったときは、甲の定める様式の報告書により遅滞なく甲に報告を行うものとする。ただし、報告書を提出することが困難な場合は、電話等で報告し、後日報告書を提出するものとする。

(連絡体制等)

第5条 甲と乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等についてあらかじめ協議し、定めておくものとする。

(施術料)

第6条 第3条第1号に掲げる支援活動における避難者等に対する施術料は無料とする。

(費用弁償)

第7条 次に掲げる甲の要請に基づく乙の支援活動に要する費用（甲が必要と認めるものに限る。）は、甲の負担とする。なお、費用の額は災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づく実費弁償の程度及び市場の適正な価格を基準として甲と乙が協議して定める額とする。ただし、災害救助法の適用があった場合は、この協定に関わらず災害救助法の定めるところとする。

- (1) 第3条第1号に掲げる支援活動に要する経費
- (2) 第3条第2号に掲げる支援活動に要する実費
- (3) 第3条第3号に掲げる支援活動に要する経費

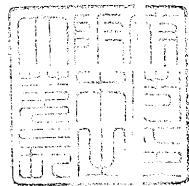
(災害補償)

第8条 甲の要請を受け、支援活動に従事した支援者（第2条第3項の規定により公益社団法人 大阪府鍼灸師会の会員を災害支援班の編成に加えた場合は、当該会員を含む。以下「従事支援者」という。）に係る災害補償は、次に掲げる場合を除き、甲が必要な補償を行う。

- (1) 従事支援者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 他の制度等により補償を受けることができる場合
- (3) 当該災害等が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(個人情報の保護)

第9条 乙（従事支援者を含む。）は、支援活動上知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。



(防災活動への協力)

第 10 条 乙は、平時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次に掲げる事項について可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業、防災訓練等への参加協力等
- (2) その他甲及び乙が協同で実施する防災啓発事業及び防災訓練

(協定の更新)

第 11 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了の日の 1か月前までに甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から 1 年間継続するものとし、以後同様とする。

(細目)

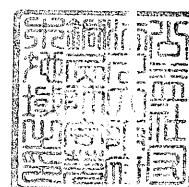
第 12 条 この協定に定める事項に係る細目については別に定めるものとする。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書 2 通を作成し、甲乙双方署名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和元年 11 月 6 日

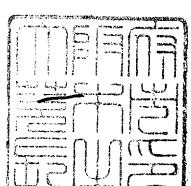


甲 茨木市駅前三丁目 8 番 13 号

茨木市

茨木市長

福岡洋



乙 茨木市安威二丁目 12 番 12 号

公益社団法人 大阪府鍼灸師会 茨木地域

茨木地域代表

松尾

